

第 3 1 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和元年 12 月 26 日（木）午後 4 時 00 分より
於：島原市有明総合文化会館 2 階 多目的ホール 1

1. 開会日時 令和元年12月26日(木) 16時00分
2. 閉会時間 令和元年12月26日(木) 16時33分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 16名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 新規就農者について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第31回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、6件 15筆 14,583平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、2件 8筆 5,572.28平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、農地取得により、農業に従事されます。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集 5 ページ 1 番に記載のとおりで、畑 1 筆 773 平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,393.26 平方メートルで、農機具は、耕運機 1 台、トラクター 1 台、軽トラック 1 台、トラック 1 台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番について報告します。

1 番の譲受人は、兼業農家で 30 年の農作業歴があります。

妻と 2 人で農業を営んでおり、深ネギ・玉葱・さつま芋を作付し、通作距離は自宅から車で 5 分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第 1 号議案の 1 番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第 1 号議案の 1 番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番は許可することに決定します。

次に、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 2 番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 2 番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集 5 ページ 2 番に記載のとおりで、畑 1 筆 999 平方メートルを売

買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,598.61平方メートルで、農機具は、耕運機1台、トラクター1台、田植機1台、動力噴霧器1台、キャリー1台、リフト1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で20年の農作業暦があります。

母と2人で農業を営んでおり、水稻・レタス・ブロッコリーを作付し、通作距離は自宅から400メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ3番に記載のとおりで、畑 1筆 8,093平方メートル

を売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,093平方メートルで、農機具は、管理機1台、トラクター1台、耕運機1台、テラー1台を導入予定で、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

3番の譲受人は、新規就農者で、譲渡人を含めた3人の農業者から技術指導、営農指導を受け、農業を営む予定でサカキ、梅、里芋の栽培を行う計画です。通作距離は自宅より約12キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・番・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、申請地 751平方メートルに農業用発電機の設置及び車両転回場所として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、

農業用施設用地への変更が行われているため、農地法第4条第6項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は．．．．の一角にあり、北側は申請人の宅地、東側及び南側は申請人の農地、西側は申請人の宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の1番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・ 番 ．．．． 委員の入場を求めます。

（．．．．委員 入場）

議長

第2号議案1番は許可相当とするということに決定したので報告します。

議長

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ1番に記載のとおりで、申請地1,379平方メートルを譲り受け、既存施設のための駐車場及び実習生の社宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外でおおむね10^{ヘクタール}以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）であることから、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号ハ・農地法施行規則第35条5号「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は譲受人の宅地及び雑種地、南側は譲渡人の農地、西側は道路となっております。

切土造成し、雨水は自然流下し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ2番に記載のとおりで、申請地281平方メートルを譲り受け、農業従事者用寮を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10％未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は譲渡人の雑種地、東側は譲渡人の宅地、南側及び西側は譲渡人の農地となっております。

現状のまま利用し、石垣を設け、雨水は自然流下し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、

ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第３号議案の２番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の２番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の３番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請３番について説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案集７ページ３番に記載のとおりで、申請地３９３平方メートルを譲り受け、従業員及び業務用車両用の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、島原鉄道の松尾駅から概ね３００ｍ以内にあることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・委員

現地調査員

第３号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の３番について報告します。

申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び東側、南側は農地、西側は譲受人の宅地となっております。

造成し擁壁を設け、雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ4番に記載のとおりで、申請地346平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

造成し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ5番に記載のとおりで、申請地580平方メートルを譲り受け、隣接する・・・番・（山林）と払下予定の里道と共に建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10％未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は宇土町の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は山林となっております。盛土造成し、雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ6番に記載のとおりで、申請地369.70平方メートルを譲り受け、隣接する・・・番・・・（山林）と払下予定の里道と共に建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10％未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は山林となっております。盛土造成し、雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集8ページから16ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 8件 60筆 48,897.37 m²

耕作権の再設定 28件 60筆 56,051.44 m²

合 計 36件 120筆 104,948.81 m² です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集17ページに記載のとおりで、1件 1筆 438 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・・番・・・ 委員の入場を求めます。

（・・・ 委員 入場）

議長

第４号議案は承認するという事に決定したので報告します。

次に、第５号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第５号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

議案集の１８ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、１７筆 １９，６１３平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

農地の受け手及び出し手は、記載のとおりです。

また、別添② 添付資料の１ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、４名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第５号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

議長

以上で、第３１回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第３１回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後４時３３分